

山口県公安委員会告示第九十三号

遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により、次の遊技機の型式について、同規則第六条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している旨の検定（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第四項の検定をいう。）を行った。

令和三年五月十四日

山口県公安委員会

検定番号	型式の概要		申請者			検定の有効期間	
	遊技機の種類	型式名	製造業者名	氏名又は名称	住所		
九一	ぱちんこ遊技機	P天龍∞2V	マルホン工業株式会社	マルホン工業株式会社	愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	西出晃央	告示の日（令和三年五月十四日）から三年間
九二	回胴式遊技機	SロリクラホールDD	DAXEL株式会社	DAXEL株式会社	愛知県名古屋市中村区那古野一丁目四三番五号	藤田英樹	
九三	ぱちんこ遊技機	Pカイジ鉄骨渡り勝負編V1B	株式会社高尾	株式会社高尾	愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目二二番地	内ヶ島隆寛	
九四	〃	PDD北斗の拳2S2A	〃	〃	〃	〃	
九五	回胴式遊技機	S／新ハナビR／HA	株式会社エレコ	株式会社エレコ	東京都江東区有明三丁目七番二六号 有明フロンティアビルA棟	田中敬幸	
九六	ぱちんこ遊技機	P新世紀エヴァンゲリオン15DX	株式会社ビスティ	株式会社ビスティ	東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	大塚敏光	
九七	〃	Fコードギアス 反逆のルルーシュb	〃	〃	〃	〃	
九八	〃	PAひぐらしのなく頃に囁くAD	株式会社大一商会	株式会社大一商会	愛知県北名古屋市沖村西ノ川一番地	市原高明	